

特定建設作業の届出のしおり

**特定建設作業の実施の届出は
作業開始の「7日前まで」に！**

工事現場周辺の生活環境の保全を図りましょう！

枚方市 環境部 環境指導課

届出について

1 届出が必要な建設作業（特定建設作業）

「特定建設作業届出一覧表」（P3）を参照してください。

2 届出義務者

・発注者から直接工事を請負った**元請業者**に義務があります。

・法人の場合は、**代表者（代表権を有する者）**が届出者となります。

共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記し、押印すること（代表者本人の署名でも可）により届出を行ってください。

3 届出の提出期限

特定建設作業開始の日の**7日前**までに提出してください。（法令等の特別の規定に該当する場合を除く。）「7日前までに」とは「中7日をあける」ことを意味します。

但し、土、日、祝休日および年末年始は閉庁していますので日数に余裕をもって提出してください。

（例）



4 届出書類

特定建設作業について次の届出書類を作成してください。

記載の方法については記載例を参考にしてください。

①特定建設作業実施届出書（表紙）

②添付書類

- ・特定建設作業の種類別の仕様と工程表（別紙）
- ・公害の防止方法（別表）
- ・特定建設作業が行われる場所の周辺見取図
- ・特定建設作業が行われる作業現場内の施設配置図

届出書類は環境指導課ホームページからダウンロードできます。
市ホームページトップページ(<http://www.city.hirakata.osaka.jp/>)
環境指導課窓口（穂谷川清掃工場管理棟1階）にも備えていますので、
ご利用ください。

※次の条件の場合、必要な書類

- ・法令で原則として禁止されている日曜日その他休日及び夜間の時間帯に特定建設作業を行う必要がある場合は、その旨を証する書面
【例：警察署への道路占有許可申請の写し等】
- ・届出者に代表権がない場合：委任状（写しでも可ですが、原本照合のため、必ず原本一部を持参してください。）
- ・会社が管財人の管理下にある場合：管財人の委任状（写しでも可ですが、原本照合のため、必ず原本一部を持参してください。）

5 提出部数

受付窓口へは、特定建設作業の種類ごとに「正本1部、写し1部」の計2部を提出してください。写しはその場で返却しますので保管してください。

6 特定建設作業の期間

特定建設作業の実施の期間は概ね3か月を超えない期間としてください。
作業期間が概ね3か月を超える場合は、再度前項に準ずる届出を行ってください。

7 提出先

枚方市 環境部 環境指導課

〒573-1162 大阪府枚方市田口5丁目1番1号（穂谷川清掃工場 管理棟1階）

直通電話 050-7102-6017 E-Mailアドレス kankyoushidou@city.hirakata.osaka.jp

8 届出は義務です！

7日前までの届出は義務付けられています。

(騒音規制法第14条)

指定地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、環境省令で定めるところにより、次の事項を市町村長に届け出なければならない。

(大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条)

規制地域内において特定建設作業を伴う建設工事を施工しようとする者は、当該特定建設作業の開始の日の7日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

「届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者は、3万円以下（騒音規制法）、10万円以下（振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例）の罰金に処する。」ことが規定されています。

9 石綿含有建築材料

石綿含有建築材料が使用されている場合は、早めに相談してください。

（14日前までに、石綿排出等作業にかかる届出が必要となる場合もあります。）

特定建設作業届出一覧表

■騒音に係る特定建設作業

（騒音規制法第2条第3項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第82条第2項）

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類
法 ・ 府条例	1. くい打ち機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。） 2. びょう打機を使用する作業 3. さく岩機を使用する作業（注1） 4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるのものであって、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。） 5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。） 6. バックホウ（原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 7. トラクターショベル（原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2） 8. ブルドーザー（原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。）を使用する作業（注2）
府条例	9. 6、7又は8に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業 10. コンクリートカッターを使用する作業（注1） 11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業

（注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限ります。

（注2）一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを使用する作業を除きます（この場合は、9で届出を行うこととなります。）。

■振動に係る特定建設作業

（振動規制法第2条第3項、大阪府生活環境の保全等に関する条例第82条第2項）

適用	特 定 建 設 作 業 の 種 類
法 ・ 府条例	1. くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業 2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業 3. 舗装版破碎機を使用する作業（注1） 4. ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（注1）
府条例	5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械（原動機の定格出力が20kWを超えるものに限る。）を使用する作業

（注1）作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点

間の最大距離が 50m を超えない作業に限ります。

特定建設作業を伴う工事を行うにあたっては、次の基準を守ってください。

- 特定建設業を伴う建設工事を施工するときは、法律、府条例に定める規制の基準を遵守してください。

(騒音規制法第 15 条、振動規制法第 15 条、大阪府生活環境の保全等に関する条例第 94 条)

項目	区域	騒音	振動
基準値	1 号	85 デシベル	75 デシベル
	2 号		
作業可能時刻	1 号	午前 7 時～午後 7 時	
	2 号	午前 6 時～午後 10 時	
最大作業時間	1 号	10 時間/日	
	2 号	14 時間/日	
最大作業期間	1 号	連続 6 日間	
	2 号		
作業日	1 号	日曜その他の休日を除く日	
	2 号		

- ・ 1 号区域とは、第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中高層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 80m の区域内の地域で空港敷地を除く地域を指します。
- ・ 2 号区域とは、工業地域のうち 1 号区域以外の地域その他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部も該当します。
- ・ 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合など、作業時間等の適用除外が設けられています。
- ・ 基準値は、特定建設作業の場所の敷地境界線における値です。

特定建設作業の際はもとより、それ以外の工事の際にも周辺の生活環境には十分配慮してください。

見本

届出書の提出日を記載してください。

特定建設作業実施届出書

令和〇〇年 2月 17日

(あて先)
枚方市長

届出者 住所 枚方市〇△町〇丁目△番〇号
 氏名 〇△建設株式会社
(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名) 代表取締役 枚方 太郎
 電話番号 072-000-0000

代表者の印鑑をお願いします。

特定建設作業を実施するので、
騒音規制法第14条第1項(第2項) の規定により、次のとおり届け出ます。
振動規制法第14条第1項(第2項)
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

建設工事の名称	〇〇会館建替工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	構造：鉄筋コンクリート造		延床面積：1,500 m ²	
特定建設作業の種類	別紙のとおり			
特定建設作業に使用される機械の名称、型式及び仕様	別紙のとおり			
特定建設作業の場所	枚方市 〇〇〇町2丁目3番40号			
特定建設作業の実施期間	令和〇〇年 2月 26日 から		90日間	
	令和〇〇年 5月 26日 まで			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	開始時刻	終了時刻	作業日	実働時間
	8時	17時	日曜・その他の 休日をのぞく	8時間
騒音又は振動の防止の方法	別表のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	枚方市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 (電話番号 072-000-0000)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 牧野 次郎 (電話番号 072-000-0000)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名(法人にあつては名称及び代表者の氏名)及び住所	枚方市△△町△丁目△番△号 株式会社 △△工務店 取締役社長 △△ △△ (電話番号 072-000-0000)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 浪速 三郎 (電話番号 072-000-0000)			
※ 審査 結果	可 ・ 否			※収受印

添 付 書 類	1. 特定建設作業の場所の付近見取図 2. 作業現場内の施設配置図	
------------------	--------------------------------------	--

備考 ※印の欄は、記載しないこと

特定建設作業の種類別の仕様と工程表

特定建設作業の種類並びに使用される機械の名称、型式及び仕様

特定建設作業の種類	機械の名称	型式	能力	数	使用時間	備考
1 掘削機 を使用する作業	油圧式 バックホウ	A社 PC-2000-6E	出力 70kW	1	時 時 8 ~ 17	
2 さく岩機 を使用する作業	油圧式大型 ブレーカー	B社 HD-10	500kg	1	時 時 8 ~ 17	
3 くい打ち機 を使用する作業	バイプロハンマー	C社 D-20	振動数 3000cpm	1	時 時 8 ~ 17	
4 を使用する作業					時 時 ~	
5 を使用する作業					時 時 ~	

備考 1 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる作業の種類を記載すること。

2 能力については、バックホウ等のショベル系掘削機、トラクターショベルは、バケット容積と原動機の定格出力を、ブルドーザーは、重量と原動機の定格出力を記入すること。

特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程

特定建設作業の種類	特定建設作業の工程																																									
	月	日	(日曜・その他の休日を除く)																																							
1 掘削機 を使用する作業	2	26																											5	26												
2 さく岩機 を使用する作業	2	26															3	11																								
3 くい打ち機 を使用する作業													3	3											3	24																
4 を使用する作業																																										
5 を使用する作業																																										
建設作業の工程	掘削作業・場内整地														残土処分																											
															くい打設工事														コンクリート打設作業 掘削作業													

別表

公害の防止方法

項目	内容		
公害防止対策及び管理体制	低騒音・低振動型建設機械の使用 <input checked="" type="checkbox"/> 全機種 <input type="checkbox"/> 一部機種 <input type="checkbox"/> その他 採用する工法について <input checked="" type="checkbox"/> 低公害型工法 <input type="checkbox"/> 標準型工法 <input type="checkbox"/> その他 敷地境界・建物周囲 <input type="checkbox"/> 防音塀 <input checked="" type="checkbox"/> パネル <input type="checkbox"/> 防音シート 高さ 約 <u>15</u> m [<input checked="" type="checkbox"/> 周囲全て <input type="checkbox"/> 民家側全て <input type="checkbox"/> 民家側一部] 散水について <input checked="" type="checkbox"/> 実施（散水の数 <u>4</u> 本） <input type="checkbox"/> 無 動力源等の対策 <input type="checkbox"/> 防音シート等 <input checked="" type="checkbox"/> 適正配置 <input type="checkbox"/> その他 交通安全対策 <input checked="" type="checkbox"/> ガードマン <input type="checkbox"/> 出入口ミラー <input type="checkbox"/> 防音塀等の透明化 現場周辺のパトロール <input type="checkbox"/> 定期的に実施 <input checked="" type="checkbox"/> 随時実施 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無 騒音・振動の測定 <input type="checkbox"/> 定期的に実施 <input checked="" type="checkbox"/> 随時実施 <input type="checkbox"/> 自動測定器設置 <input type="checkbox"/> 無		
周知の方法等について	対応方法		実施年月日(予定)
	<input checked="" type="checkbox"/> 説明会	(解体の場合の周知の範囲)	令和〇〇年 2月 16日
	<input type="checkbox"/> 各戸説明	<input type="checkbox"/> 隣接地 <input checked="" type="checkbox"/> 敷地境界線から30mの範囲	令和 年 月 日
	<input checked="" type="checkbox"/> 周知文配布	<input checked="" type="checkbox"/> (自治会全体)	令和〇〇年 2月 10日
	<input checked="" type="checkbox"/> 標識の設置場所： 解体现場入口付近		令和〇〇年 2月 24日
	<input type="checkbox"/> その他 ()	令和 年 月 日	
参 考	建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合	アスベスト関係 事前調査の実施日：令和〇〇年 1月 15日実施 事前調査の方法： <input checked="" type="checkbox"/> 分析 <input checked="" type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> 目視調査 使用の有無： <input checked="" type="checkbox"/> 有 (<input checked="" type="checkbox"/> 天井 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> その他 []) <input type="checkbox"/> 無 石綿の種類： <input type="checkbox"/> 吹付け材 <input type="checkbox"/> 断熱材 <input type="checkbox"/> 保温材 <input type="checkbox"/> 耐火被覆 <input checked="" type="checkbox"/> 成形板等(使用面積 <u>900</u> m ²) 調査結果の表示年月日：令和〇〇年 2月 24日 (<input type="checkbox"/> 実施 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)	
	排出ガス対策型建設機械の使用	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
本作業の終了予定日について	(8) か月後 終了		
苦情等管理体制	苦情対応責任者 <input checked="" type="checkbox"/> 現場常駐 <input type="checkbox"/> 非常駐 (その理由：) 苦情対応責任者氏名及び連絡先 氏名 電話番号 <u>牧野 次郎</u> <u>000-0000-0000</u>		